

令和6年度決算に基づく特別区競馬組合一般会計資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項に規定する、令和6年度決算に基づく特別区競馬組合の資金不足比率については下記のとおりである。

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	備 考
特別区競馬組合一般会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

* 資金不足でない場合には、－％で表記される。

算出根拠

令和6年度末	流動負債（A）	18,252,285,441 円
令和6年度末	流動資産（B）	59,147,470,723 円
令和6年度末	営業収益（C）	217,013,927,499 円

$$\text{資金不足比率（-18.84\%）} = \frac{\text{資金の不足額（A）－（B）}}{\text{事業の規模（C）}}$$